印西霊園合葬墓整備基本計画(案) 住民意見公募の意見概要

○住民意見公募の結果

案件	印西霊園合葬墓整備基本計画(案)				
募集期間	令和元年12月15日~令和2年1月10日				
意見の提出	20件(5	人・1団体)			
	修 正	案を修正するもの	2件		
意見の取扱い	既 記 載	既に案に取り込んでいるもの	0件		
忘》25V2VXV	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	7件		
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	11件		

印西地区環境整備事業組合

印西霊園合葬墓整備基本計画(案)に対する住民意見公募での意見及び対応

番号	該 当 ページ	意見の概要	意見への対応
1	P2-2	P2-2 4計画の位置づけ 3行目「令和32年度までの計画」とあるが、「令和2年度までの計画」とすべきである。	意見の取扱い【その他】 P2-2 第 2 章の「本計画」は「印西霊園合葬墓整備基本計画」を指しています。 本計画は令和 2 年度から 3 2 年度までを計画期間としているため、「令和 3 2 年度までの計画」と標記しています。
2	P4-3	P4-3 意識調査内容 「調査期間:平成31年〜」とあるが、「実施結果」の資-1から 「調査期間:平成31年2月1日〜2月28日」と明記すべきである。	意見の取扱い【修正】 「平成31年2月1日~2月28日」に修 正します。 ※計画 P4-3 及び別冊 P1
3	P4-3	P4-3 意識調査内容 「回収結果:380通」とあるが、 印西市配布数700・回収277、 白井市配布数300・回収103 が理解できるように記述すべきである。	意見の取扱い【その他】 1.年間需要数・施設規模における各数値の算出は、印西霊園(合葬墓)の関係市の全体数から算定していますので、各市別の数値は不要と考え、「墓地に関する住民意識調査」の詳細は、別冊資料編にまとめた内容をご参照いただくこととしています。

4	P4-6	P4-6 年間需要数について (案)では納骨堂の需要数を年間100体と算定していますが、木更津市などでの 経験では、供用開始時には利用者が殺到する傾向があります。供用開始時は特別 に収容数を100体以上にするなどの措置が必要かと考えます。	意見の取扱い【参考】 具体的な運営方法につきましては、本計 画策定後、条例・規則等により定めてまい りますので、募集の方法の参考意見とさせ ていただきます。
5	P4-6	P4-6 保管期間 「基本の保管期間を10年間として」とあるが、P4-10 「【結果】基本10年間+10年単位での延長~」の説明書きをここでも案内しておくべきである。	意見の取扱い【修正】 下記の文章を追加します。 『※基本の保管期間(10年間)及び最大 延長(30年間)については、P4-103.埋 蔵方法について(1)納骨堂【結果】の 検討結果を元に算定しています。』
6	P4-8 ~11	P4-8,9 (3) 納骨堂の配置計画・(4)合祀墓の配置計画について 設置区域について納骨堂と合祀墓の位置を入れ替える事を考えました。理由とし て遺骨を自然に帰すなら、霊園の中心近くにすべきで、墓苑と一般地主の境界近 くに大量の人骨を積み重なる方法で埋蔵してほしくはないからです。	意見の取扱い【その他】 合葬墓(納骨堂・合祀墓)の位置につき ましては、必要規模、施設面積等を考慮し、 平岡自然公園内に施設が配置できる場所 を検討しました。 納骨堂の規模を考慮しますと、本計画の 位置が適当と考えています。

7	P4-8	P4-8 (3) 納骨堂の配置計画 4区道路の向かい側に施設を造る場合に、建屋は道路から離して墓石墓地に圧迫 感を与えないよう10メートル以上距離を取って高さも低いものにすべきであ る。	意見の取扱い【参考】 納骨堂の配置については、第5章合葬墓計画案のとおり、敷地の道路から離れた位置としてイメージしています。 具体的な建築物の設計は実施設計にて行いますが、建物の高さについても周囲を配慮し平屋とするイメージとしています。
8	P4-8	P4-8 納骨堂のトイレの設置について 計画(案)では、納骨堂に「トイレ機能は不要」としていますが、現在設置されている管理事務所、芝墓地から若干の距離があるので、急な用など利用者・ 参拝者の利便性を考えて設置を要望します。	意見の取扱い【その他】 墓地ゾーンの東側(納骨堂予定地から約 100m)に既存の屋外トイレがあるため、不 要としています。
9	P4-8	P4-8 配置計画 「トイレ機能は不要」とあるが、これだけの施設概要ではトイレ機能が必要となることから、再考すべきである。	
1 0	P4-9	P4-9 (4) 合祀墓の配置計画について 以下を追加する。 「合祀墓献花台横に墓誌を設置。 墓誌彫刻は、ご存命のお名前(俗名)を刻字します。 埋蔵者のお名前は、埋蔵者台帳(管理事務所)にて管理いたします。	意見の取扱い【参考】 P1-2 23 行目に「使用者の希望により合祀されている故人の名前を明記します」としています。具体的な方法は今後の実施設計及び条例・規則の検討により定めまいりますので、参考意見とさせていただきます。 また、帳簿等については、墓地、埋葬等に関する法律第15条を遵守し管理いたします。

			,
1 1	P4-11	P4-11 (2)-2)合祀方法 合祀墓については、遺骨は利用者負担で粉体にして最終処分とすべきである。何 百という骨が累々と積み重なった姿は見るに堪えない。遺族にとっても他のお骨 と混ざり積み重なる様子は気分が良いものではないと察します。 粉体にまでなれば、気持ちとして吹っ切れるものが有り死別という別れの気持ち の中での今までの生活と明日からの日々を迎えて大きく変化する事を強く意識で きるのではないでしょうか。この意味において当事者の人々とそれ以外の他人の 一般の立場の人たち(我々一般市民)との両者にとって形を残したお骨をそのま まうず高く積み重ねて埋葬するより、望ましいと考えます。 これは想像ですが近隣住民の気持ちとしてもそうだと思います。	意見の取扱い【参考】 具体的な運営方法につきましては、本計画策定後、条例・規則等により定めてまいりますので、今後の検討の参考意見とさせていただきます。
1 2	P5-6 P5-7	P5-6,7 納骨堂のデザインについて 計画(案)の納骨堂の鳥観図では、斬新で立派な建物で歓迎します。ただ、外観 全体の印象がコンクリートで覆われて冷ややかな感じがします。周りの樹木とマッチした温かい感じのデザイン化を要望します。	意見の取扱い【参考】 実施設計において外壁等の色や仕様を 検討していきますので、参考意見とさせて いただきます。
1 3	P6-1	P6-1 1.利用条件について の項に 「利用資格 次の要件を満たしていることが必要です。 生前申込み (予約)、埋蔵申込み (故人)、いずれの申込みも可能です。 1. 焼骨を所持している人 本市に5年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること 印西霊園(芝生墓地)の利用権を有していないこと 納骨する焼骨は下記の「納骨できる焼骨の範囲」であること	意見の取扱い【参考】 具体的な運営方法につきましては、本計画策定後、条例・規則等により定めてまいりますので、今後の検討の参考意見とさせていただきます。

2. 焼骨を所持していない人

本市に5年以上居住しており、住民基本台帳に記録されている人で申込者本 人が利用すること

印西霊園(芝生墓地)の利用権を有していないこと

申込者の年齢が65歳以上であること

2体用の合祀墓の利用許可を受けようとする場合は、

申請者と一緒に納骨をする予定の焼骨は下記の「納骨できる焼骨の範囲」であること

「納骨できる焼骨の範囲」

本人と、本人以外は下記の関係にあること。

- (1)配偶者(妻または夫) ※事実上の婚姻関係を含む
- (2) 血族 3 親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹おじ、おば、おい、めい)
- (3) 姻族 2 親等以内(父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫)
- (4)養父、養母、養子
- ※納骨できる焼骨は利用許可証に記載されている人が対象となります。 利用者の変更はできません。
- ※分骨による利用申し込みはできません。

申請者の資格(以下の要件を満たす方を優先して募集します。)

申込者は、印西市に5年以上継続して居住していること。

お墓がなく焼骨を自宅に保管している方など、お墓に困っている方を対象とします。

- 1.お墓がなく、焼骨を自宅に保管または寺院などに預けている方
- (1) 印西市・白井市に住所または本籍がある方
- (2) 印西市・白井市に住所、かつ本籍がない場合で、死亡時に印西市に住所または本籍があった故人の焼骨を埋蔵しようとする方。

		2. お墓がなく、印西市・白井市に住所または本籍があり、子や孫など(直径系卑属)がいない方 (1) 申請時の年齢が65歳以上の方 (2) 疾患などの事由により医師から余命6か月以内と宣告をされている方 合祀墓使用許可申請書 【添付書類】 1. 使用者の住所または本籍を証明する書類 2. 死体(胎) 埋葬・火葬許可証(内容確認後返却します) 3. お墓がないことの申告書 4. 子や孫がいないことの申告書 5. 医師の診断書 お墓参り お墓参りは献花台への献花のみとし、線香・ロウソクの使用は不可とします。 」 を追加する。	
1 4	P6-1	P6-1 利用条件について 計画(案)の「利用条件」のなかに記述のない項目に関して、次の点を要望します。 利用を希望する人の親族ですでに死亡し他地に埋葬されている遺骨について、 「利用者の一親等以内の家族で、その遺骨が骨壺などにきちっと保管され、埋 葬日時も明確な遺骨については、合葬墓に埋葬できる。」とする。	意見の取扱い【その他】 本計画の合葬墓は公営墓地として、お墓を持てない方に広く提供する等を目的として整備いたします。既にお墓をお持ちの方の改葬につきましては、現段階において対象外としています。

1 5	P6-1	P6-1 「芝墓地使用者」への優遇措置について 計画(案)では、「印西霊園芝墓地使用者への優遇措置を検討する」としています。そのことに異論はありませんが、そのために一般利用者の利用枠が削減されないように、「優遇措置」は別枠で確保される要望募集数が削減されないこと。	意見の取扱い【参考】 具体的な運営方法につきましては、本計 画策定後、条例・規則等により定めてまい りますので、募集の方法の参考意見とさせ ていただきます。
1 6	P6-1	P6-1 第6章運営方法の検討市民へのPR・周知の意味からも、最寄駅からの案内図、ふれあいバス停留所・時刻表等の案内を入れておくべきである。	意見の取扱い【その他】 既存の公共機関等の案内につきましては、合葬墓整備に関する本計画の検討項目ではないため記載していません。
1 7	P6-6	P6-6 今後のスケジュールについて 計画(案)では、「今後のスケジュール」について、「2021年度整備工事」、 「2022年度合葬墓運営開始」としています。「合葬墓」の早期実現を要望す る市民の多くの声が私たちに寄せられています。「設計」、「工事」を2020 年度を目途に推進し、2021年度中に供用開始が出来るよう要望します。	意見の取扱い【その他】 計画策定から早期の供用開始に向けて 進めてまいりますが、必要な手続き等の作 業期間を考慮し、本計画のスケジュールを 定めています。
1 9		本計画について 合葬墓は必要です。 近隣地区の施設も良く、使用料も良い。 自分勝手な想像で後継ぎのいない人々も、後々、合葬墓へと感じていました。 間違っている事が判りました。	意見の取扱い【その他】 本計画につきましては、社会情勢や他の合 葬墓を参考に調査検討を重ねてまいりま した。ご意見として取り扱いさせていただ きます。

18	本計画について 樹木葬についてのみの意見です。 アンケートにも回答してますが、合葬はやめて欲しい。山野に墓なしで地中に埋めてもらうことのみに意義があると思ってます。 それでないなら利用しないです。 マンション墓地でも合葬は30年後から50年後です。 これからは、樹木葬などの散骨が主になる。 墓の相続がなくなり、子供たちも墓参りもなくなる。 だから、樹木葬は、自然に帰すという意義もある。樹木葬が最初から合葬なら、野原のゴミ箱。	意見の取扱い【その他】 本計画は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく「墳墓」として合葬墓を整備する計画としていますので、ご意見として取り扱いさせていただきます。
2 0	本計画について (バスの乗り入れについて) 浦安市の合葬墓地は、納骨堂前にバス停が設置されバスが乗り入れています。納 骨堂前にバス停設置、バス乗り入れについてご検討ください。	意見の取扱い【その他】 バスの運営については、組合では行って おりません。 平岡自然公園前に停留所のあります、ふ れあいバスは印西市が所管していますの で、ご意見についてお伝えいたします。